

第 2 回
経済的支援に関する検討会

意見書

白井孝一

平成 1 8 年 5 月 1 7 日

目 次

= 論点一覧表 =

論点 1	犯罪被害者等は国から補償を受ける権利を有するか・・・・・・・・・・	2 p
論点 2	補償の程度はどうあるべきか・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 p
論点 3	補償の対象としていかなる犯罪を考慮に入れるべきか・・・・・・・・・・	3 p
論点 4	補償対象の場所的範囲はどの範囲とするか・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 p
論点 5	補償の時間的範囲はどの範囲とするか・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 p
論点 6	国の補償と加害者の賠償との関係はどうあるべきか・・・・・・・・・・	5 p
論点 7	補償は加害者と被害者との人的関係により制限されることはあるか・・	6 p
論点 8	併給調整はされるべきか・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7 p
論点 9	仮給付の制度を作るべきか・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7 p
論点10	医療、カウンセリング、介護について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8 p
論点11	通院費などの医療を受けるために必要な費用、住宅・自動車改造などの 環境整備費、車いす・義肢等の補装具の費用などについて・・・・・・・・・・	8 p
論点12	一時金について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9 p
論点13	年金について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10 p
論点14	補償を受ける権利は時効にかかるか・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11 p
論点15	独立の認定機関・不服申立機関を設けるべきか・・・・・・・・・・	12p

第 1 補償制度の基本的あり方

論点 1 犯罪被害者等は国から補償を受ける権利を有するか

(白井意見)

犯罪被害者等は固有の権利として国から保障を受ける権利を当然に有する。

(理由)

犯罪被害者等基本法第 3 条 1 項では、すべて犯罪被害者等は、「個人の尊厳が重んぜられ」、その「尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する」とうたわれている。この権利は個人の尊厳を保障する憲法第 13 条に基づくものであり、最大限尊重されなければならない。

犯罪被害者等は思いがけず犯罪被害を受けたことで、過酷な経済的負担・困窮に苦しめられている。このような状況におかれた犯罪被害者にとって、その「尊厳にふさわしい処遇」の保障とは国から補償を受ける権利を保障することに他ならない。なぜなら、被害者が経済的に回復する手段として他に加害者に対する損害賠償請求が考えられるが、この手段は実効性に乏しく、国による補償こそ、犯罪被害者等が経済的に回復し、個人の尊厳を取り戻すための実質的に唯一の手段だからである。

犯罪被害者等基本計画でも、「犯罪被害者等のための施策は、例外的な存在に対する一方的な恩恵的措置ではなく、社会のかけがえのない一員として、犯罪被害者等が当然に保障されるべき権利利益の保護を図るためのものである」とある（基本方針）。

率直に犯罪被害者等が国から補償を受ける権利を有することを認め、法文に明記すべきである。

論点 2 補償の程度はどうあるべきか

(白井意見)

補償とは犯罪被害者等が事件以前の生活水準を回復するに足りる程度のものでなければならない。

（理由）

犯罪被害者等が、経済的に回復し、個人の尊厳を取り戻すということは、事件以前の生活水準を回復するということである。犯罪被害者等基本法第3条1項でも「再び平穏な生活を営むことができるようになるまで」と規定されている。再び平穏な生活を営むということは即ち事件以前の生活に戻ることである。生活保護のような最低生活水準を基準とするものであってはならない。

犯罪被害者等基本計画でも、「犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるようになることに視点を置いて行すべきものである。」とされている（基本方針　）。

第2 支給要件について

論点3 補償の対象としていかなる犯罪を考慮に入れるべきか

（白井意見）

生命・身体を害する犯罪行為であり、財産犯による被害については別途検討し、過失犯による被害については、一部のものについては補償の対象とする。

（理由）

補償の対象としてもっとも切望されているものは、生命身体を害され、これがため生活の糧を失い、あるいは労働能力を著しく失ったものであることは言うまでもないことである。

他方、財産犯については没収追徴を利用する制度があるので、さらに補償の対象とするかどうか別途検討を要する。

これに対し、過失犯による被害については、犯罪被害者等の立場からすれば、被害によって経済的に困窮することにおいて故意犯による被害と何ら変わりが

ないのだから、過失犯を全て補償の外に追いやるのでは不公平である。ただ、自動車事故については自賠責保険等で損害が填補されるから、補償の対象とすべき必要性は低いと言える。

論点 4 補償対象の場所的範囲はどの範囲とするか

（白井意見）

日本国籍を有する者については、日本国外において犯罪被害を受けた場合でも、補償の対象とすべきである。

（理由）

国際交流が進んだ現代社会においては、日本国民が海外で犯罪の被害に遭うリスクは高まってきており、補償の必要性は国内における被害の場合と変わらない。

論点 5 補償の時間的範囲はどの範囲とするか

（白井意見）

法施行日前の犯罪被害者についても、重い後遺症に苦しむ者（障害等級 7 級以上）及び被害者が死亡した場合の遺族については補償の対象とすべきである。ただし、法施行日前の犯罪被害者等に対しては、将来的に年金を支給するにとどめ、一時金は支給しない。

（理由）

重い後遺症に苦しみ続けている犯罪被害者に対し現在の犯給法は一時金を支給するのみであり、補償が極めて不十分である。このように重い後遺症に苦しみ続けている犯罪被害者に対しては新法による救済の必要性が高いので、たとえ法施行日前に犯罪被害を受けたのであっても、将来にわたって年金を支給することにより救済すべきである。同様に被害者が死亡している場合の遺族についても、生活の糧を失い苦しい生活を強いられていることが多いので、遡及的

に救済すべき必要性が高いから、年金の支給により救済すべきである。

また、これまでの被害者運動の経緯をみても遡及効を認めなければ不公平である。というのは、被害者問題がここまで大きくクローズアップされてきてたのは、過去に犯罪被害を受けた人たちが立ち上がり、声を上げてきたからである。しかるに、その人たちの努力によって将来、新しい法律が制定されても、その人たちが法の対象外となり、努力が報われないというのはいかにも不公平である。

論点6 国の補償と加害者の賠償との関係はどうあるべきか

（白井意見）

- (1) 国の補償は、固有の責任に基づくものであるから、加害者が損害賠償義務を負わない場合でも（責任無能力など）、国は補償しなければならない。
- (2) 犯罪被害者等が加害者から十分な賠償を受けない限り、国は補償責任を免れない。
- (3) 国は犯罪被害者等に補償をした後、加害者に対して求償することができるが、犯罪被害者等の加害者に対する損害賠償請求を阻害してはならない。

（理由）

- (1) 犯罪被害者等は国から補償を受ける権利を有しており、この権利は「尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する」犯罪被害者等が国に対して有する固有の権利であって、国による補償は加害者に対する損害賠償請求権の代払いではない。したがって、加害者が心神喪失のため損害賠償義務を負わないとしても、国は犯罪被害者等に対して補償しなければならない。そうでなければ、犯罪被害者等が経済的に回復し、個人の尊厳を取り戻すことはできない。
- (2) 上記のように、犯罪被害者等に対する補償は、犯罪被害者等が事件以前の生活水準を回復するに足りる程度のものでなければならない。もし、犯罪被

害者等が加害者側から損害賠償の支払いを受けたとしても、その金額が十分でなければ、犯罪被害者等は経済的に回復することができず、個人の尊厳を取り戻すことはできない。したがって、犯罪被害者等が加害者側から十分な賠償金を受領できない限り、国は犯罪被害者等に対する補償責任を免れないというべきである。

- (3) 上記のように、国の補償責任は固有の責任であるから、その責任は加害者の損害賠償責任と併存して存在する。犯罪被害者等は、国に対して補償請求するのも加害者に対して損害賠償請求を行うのも自由である。もとより犯罪被害者等に対して最終的責任を負うべきは加害者である。したがって、犯罪被害者等に対して補償を行った国が加害者に対して求償することは認められる。しかし、その求償権行使が犯罪被害者等の損害賠償請求権行使を阻害することになるのでは本末転倒である。したがって、国による求償権行使は、犯罪被害者等の損害賠償請求権行使を阻害するものであってはならないとすべきである。

たとえば、全損害額が 6000 万円の場合、国からの補償として 4000 万円の給付を受けられたとすると、不足分の 2000 万円は被害者が加害者に対して直接請求することになる。この場合、国が加害者に対して 4000 万円の求償権を行使するとすると、被害者の加害者に対する 2000 万円の請求権とが競合することになる。このような場合には、国は求償権の行使を差し控えるべきである。ドイツでは現にそうしているとのことである。

論点 7 補償は加害者と被害者との人的関係により制限されることはあるか

(白井意見)

補償は、支給することが社会的に相当でないと認められるときに限り制限することができ、加害者との間の親族関係その他特定の人的関係だけを理由に制限することはできない。

（理由）

現在の犯給法においては、親族関係が不支給または減額事由とされ、また、加害者との間の「密接な関係」も減額事由とされている。

しかし、夫婦間の殺人でも遺児に対する補償がなされなかったり、あるいは、被害者が親戚から殺害されたような場合にも補償がないのは不当である。また、「密接な関係」があるものによる犯罪についても同様である。

そこで、補償の制限は、個別の事案ごとの社会的相当性により決定すべきであり、親族などの特定の人的関係だけを理由に一律に決定するべきではない。

論点 8 併給調整はされるべきか

（白井意見）

一時金については減額を行うべきではない。

（理由）

一時金については死亡慰謝料額、あるいは後遺症慰謝料額程度にとどめており、一定限度の制約を設けている。それに加えて他の給付を受けたことによる補償金の減額をしたのでは、被害者は十分な補償を受けることはできない。そこで、一時金については生活保護給付金などとの併給の調整を行わないようにすべきである。

論点 9 仮給付の制度を作るべきか

（白井意見）

- (1) 犯罪被害者等から仮給付の申請があった場合、一時金の2割ないし3分の1の金員を仮給付金として支払うべきである。
- (2) 被害直後から仮給付金の支給を受けられるように、迅速で簡便な支給方法にすべきである。

（理由）

犯罪被害者等は、犯罪被害のために働けなくなったり、療養費等の支払いに追われる等、経済的に困窮し、被害直後からまとまった金員を必要とすることが多い。しかしながら、現在の仮給付制度は申請しても仮支給を受けるまでに時間がかかることが多く、余り利用されていないのが実情である。犯罪被害者等が必要とする時に迅速に金員の支給ができるように、仮給付の支給方法を簡易なものとするべきである。仮給付の金額については、犯罪被害者等の実状に応じて2割ないし3分の1の間で適切な金額を決定することとした。

第3 補償の内容

論点10 医療、カウンセリング、介護について

(白井意見)

無償で現物支給を受けられるようにすべきか。

(理由)

現行の犯給法では、一定の要件を満たした場合に一定期間分の療養費用の被害者負担額が重傷病給付金として犯罪被害者に支給されている。しかし、犯罪被害者は一旦療養費を負担しなければならず、これが犯罪被害者の生活を圧迫しているという実情がある。労災保険では療養補償給付として現物支給の形で治療を受けられるようになっており、犯罪被害者についても同様の補償をすべきである。

論点11 通院費などの医療を受けるために必要な費用、住宅・自動車改造などの環境整備費、車いす・義肢等の補装具の費用などについて

(白井意見)

実費相当額を全額補償すべきである。

(理由)

犯罪被害者が病院に通うための交通費も治療期間が長くなればかなりの額にのぼる。また、後遺障害が残った場合には、住宅や自動車を改造する必要があることもあるし、車椅子等の補装具が必要になることもある。これらの費用は必要不可欠のものであるから、その実費の全額が補償されるべきである。

論点12 一時金について

(白井意見)

犯罪被害者等に対して、次の場合に一時金として下記の金員を支払う。

(1) 死亡した場合		3 0 0 0 万円
(2) 後遺障害が残った場合	1 級	2 8 0 0 万円
	2 級	2 3 7 0 万円
	3 級	1 9 9 0 万円
	4 級	1 6 7 0 万円
	5 級	1 4 0 0 万円
	6 級	1 1 8 0 万円
	7 級	1 0 0 0 万円
	8 級	8 3 0 万円
	9 級	6 9 0 万円
	1 0 級	5 5 0 万円
	1 1 級	4 2 0 万円
	1 2 級	2 9 0 万円
	1 3 級	1 8 0 万円
	1 4 級	1 1 0 万円

(3) 長期療養の場合の休業損害の補償

被害者が、その被った傷害が治癒するまで、あるいは後遺症について補償金の支給を受けるまでの間、長期の療養を必要とする場合には、その期間中

の休業補償を支給する。被害者の付き添いのために休業した家族がいる場合には、その家族に対しても休業補償を支給する。

（理由）

(1) 犯罪被害者が死亡した場合、犯罪被害者の収入に依存していた遺族は生活苦に陥り、困窮生活を強いられることになる。そして、これらの遺族はまとまった額の一時金を必要とするだけでなく、将来の生活の保障を求めている。そこで、一時金については簡便な方法として定額の金員を支給し、さらに、後記のように年金を支給することとした。

(2) 犯罪被害者に後遺障害が残った場合、後遺障害を負ったことに対する補償として一時金を支給する必要がある。この一時金については簡便な方法として定額の金員を支給することとした。

金額については、定額方式であることを考慮して、交通事故損害賠償の後遺障害慰謝料額を参考とした。

なお、後記のように、等級 7 級以上の重い後遺障害を負った犯罪被害者に対しては、その将来の生活を保障する必要があるから、年金を支給することとした。

(3) 犯罪被害者が長期の療養生活を強いられた場合、その間、収入の途が途絶え、生活苦に陥ってしまうことが多い。そこで、このような場合、療養費を補償するだけでなく、休業損害を補償することとした。

論点13 年金について

（白井意見）

(1) 被害者に障害等級 7 級以上の障害が残った場合には、被害者に一時金を支給するだけでなく、これに加えて、その障害の等級に応じた額の年金を支給する。

(2) 被害者が死亡した場合に、遺族の生活維持に必要である場合にも同様とす

る。

ただし、年金の支給の決定にあたり被害者の資力審査を行い、経済的に余裕があって年金の支給の必要がない場合にはこれを支給しないこととする。

支給金額は、支給中に改訂することができる。

（理由）

犯罪被害者等には補償金として一時金が支給されるが、重傷者の場合は仕事に復帰することもままならず、その一時金も数年で費消されてしまうことが多く、その後に続く長い人生の支えにはならない。その後の生活を支えるために年金を併給することが是非とも必要である。

そして年金を必要とするのは、かなりの程度の労働能力を喪失した場合であるから、労働能力が50パーセント以上喪失した7級以上の場合に、その労働能力喪失の程度に応じた年金を支給することとした。

犯罪被害者等に年金を支給するのは、犯罪被害者等を困窮した生活から被害以前の生活レベルに戻し、その尊厳を回復するためであるから、犯罪被害者等に経済的余裕がある場合には年金を支給する必要がない。そこで、年金を支給する前提として資力審査を行うこととした。

そして、犯罪被害者が死亡し遺族の生活が困難に陥った場合には、同様にその生活を支える必要があるから、年金を支給することとした。

第4 時効

論点14 補償を受ける権利は時効にかかるか

（白井意見）

補償を受ける権利は時効にかからない。ただし、年金の支給時期は申請時からとする。

（理由）

被害者等が補償制度の存在を知らずに、犯給法の定める時効期間（被害の発生を知った日から２年、又は、犯罪が発生した日から７年）が経過してしまうことがある。近親者から虐待を受けた場合、被害者等は、加害者から自立して初めて補償請求が可能になる。また、性的被害など、被害の申告までに長期間を要する場合がある。したがって、被害者等の補償を受ける権利を、時間的に制限することは相当ではない。

ただし、年金は、日々の生活の維持を目的として支給されるものであるから、既に経過してしまった期間については、年金による補償はなされないものとする。

第５ 認定機関、不服申立機関

論点15 独立の認定機関・不服申立機関を設けるべきか

（白井意見）

独立の認定機関を設け、その認定に対する不服申立機関も独立に作るべきである。

（理由）

等級認定には医学的知識を要するし、また、医療費の無料化、介護費の無料化、特別の支出、P T S Dの心理療法費用等、補償の範囲が遙かに広がる可能性もある。そのような広汎な役割を現行法のように公安委員会に担わせるのでは負担が大きすぎる。その担うべき役割にふさわしい総合的な認定機関を別途設けるべきである。また、認定機関の決定に不服のある被害者に対しては不服申立の途を用意し、公正を期すべきであり、そのためには独立した上訴機関を整備すべきである。